

# 仕 様 書

海陽町区域運行型デマンド交通運転委託業務

海陽町住民環境課

# 仕 様 書

## 1. 業務名称

海陽町区域運行型デマンド交通運転委託業務

## 2. 契約期間

令和8年1月5日～令和8年3月31日までとする。

## 3. 業務目的

海陽町区域運行型デマンド交通の運行体制を確立することで、地域住民の交通手段を確保し、公共の福祉に資することを目的とする。

## 4. 事業主体

事業主体は海陽町とし、その業務を委託する。

## 5. 運行方法

- (1) 運行は、乗降ポイントを設定した乗降ポイント方式（利用者宅）による運行およびドア・ツー・ドア方式による運行とし、利用者からの事前予約に基づき「乗り合い方式」で運行するデマンド交通とする。
- (2) 乗降ポイント方式は、利用者が乗車する乗降ポイント（または利用者宅）と目的地の乗降ポイントを結び、運行管理システムが設定する予約に従い運行する。
- (3) 予約のあった場合にのみ運行する。予約のない場合は運行しない。

## 6. 業務内容

- (1) 道路運送法第78条に基づく自家用有償旅客運送（交通空白輸送）業務（区域運行型デマンド交通の運行）
- (2) 運賃の徴収及び収納業務
- (3) 車両の日常点検および久保バス車庫および久保バス停留所清掃、日報・月報の作成業務
- (4) その他バス運行に付随する業務

## 7. 業務区域

穴喰地区

## 8. 海陽町区域運行型デマンド交通の運行日時及び運行区間

運行日 土曜日・日曜日・祝日を除き運行

運行区間 穴喰地区内の町指定区域

運行時間 11時00分から13時00分までの間の1時間

14時00分から18時00分までの間の3時間

業務開始前および終了後に要する車両点検等の時間は、業務時間の範囲内とする。

## 9. 業務体制

正規運転手と連携を図りながら、穴喰地区の運行にあたること。

普通自動車第一種免許取得者で国土交通大臣認定有償運送運転者講習を修了した者及び業務開始までに修了可能な者又は普通自動車第二種免許を有する者2名以上を必要とする。

業務で使用する車両は、町が所有する車両を無償で使用する。

## 10. 委託料

- (1) 委託料（月額）は、1日当たりの契約単価に1カ月の運行日を乗じた額とする。
- (2) 受託者は翌月5日までに支払請求書を提出し、委託者は15日までに支払うものとする。ただし、各期日が休日にあたる場合は、直前の業務日とする。
- (3) 委託業務内容に変更がある場合は、双方協議の上、委託料を変更することができる。

## 11. 運行の中止

- (1) 暴風雨等悪天候により気象警報が発令された場合、委託者の指示を受け、運行を中止する。
- (2) 運行区間の全部又は一部が運行不能の場合は、委託者の指示を受け、運行の全部を又は一部を中止する。

## 12. 運行の再開

暴風雨等悪天候により運行を中止し、その後天候回復により運行を再開する場合、受託者はあらかじめ運行道路の安全を確認し、委託者に報告後、その指示を受け、運行を再開する。

## 13. 非常事態発生時の対応

- (1) 受託者は、交通事故、災害、盗難その他非常事態が発生したときは、ただちにその旨を委託者に報告し、その指示を受けるとともに、非常事態の処理について誠意を持って事態の解決にあたる。
- (2) 海陽町区域運行型デマンド交通運転業務に起因する損害又は傷害に対する賠償は、委託者がその責を負うこと。ただし、その原因が交通違反等、委託者の責によらないものは、この限りでない。
- (3) 受託者の故意又は重過失による事故等により、委託者に損害が生じた場合は、受託者にその損害に係る賠償を請求することができる。
- (4) 受託者は、委託者が保険請求に必要な書類等を求めた場合は、保険の請求に必要な書類を直ちに提出し、更に手続きについても委託者に協力する。

## 14. その他

受託者は関係法令遵守の上、良好に委託業務を遂行すること。